

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 塚本洋一
(登録銘柄・コード番号 5820)
問合せ先 取締役総務部長 前田明作
(TEL. 06 - 6762 - 6953)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- 株主総会並びに取締役会議事録、決裁申請書、決算に関する計算書類、契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、文書管理規程に基づく保存期間、保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び国内・国外取引等に係るリスク管理については、総務部とそれぞれの担当部署が協同して、諸規程、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び教育研修の実施等を行うものとし、これに対する全社的対応については、総務部が当該リスクに関係する部署と連携のうえこれにあたるものとする。
万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置してこれにあたり、その被害を最小限に止める体制を整える。
内部監査室は、これらリスク管理状況に関する監視をなすものとし、その結果を定期的に総務担当役員及び取締役会に報告し、取締役会において改善策等を審議決定する。新たに生じたリスクについては取締役会の指示に基づき総務部においてその管理体制を整える。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、毎月 1 回定例会議を開催するほか必要に応じて適時開催するものとする。
取締役会は、全役職員が共有すべき全社的な目標を定め、以下の管理システムに従った取締役の職務の執行と監視機能の強化・効率化をはかる。
 - 職務権限・意志決定ルール of 策定
 - 取締役会による中期経営計画の策定、年度経営計画に基づく事業部門毎の 3 ヶ月先行の業績目標と予算の設定と、月次・4 半期業績管理の実施
 - 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
 - 取締役会及び経営会議における月次業績のレビューと改善策の検討・実施
 - その他、全社的な業務の効率化を実現するシステムの検討・構築並びに取締役相互間の監視監督機能をより実行あらしめるシステムの検討・構築

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及びマニュアルを制定すると共に、企業行動基準、企業倫理規範を含めた危機管理・コンプライアンスカードを全従業員に携帯させ、法令遵守、企業倫理の周知徹底を図り、コンプライアンス委員会を設置し総務部内に事務局を置くと共に、推進委員を任命し、その推進のための体制を整える。また、顧問弁護士との連携を常に密にする。企業活動のリスクの早期発見を促し、重大な問題を防ぐことを目指して、内部通報制度を導入し、委員会事務局を窓口として設ける。

内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を置く。また、監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- ・当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上をはかり、社会的責任を全うするため、コンプライアンス規程、マニュアル等を策定し、親会社・子会社間との指揮・命令、意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適性を図る。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な発見をした場合には、監査役に報告するものとする。また、子会社の四半期毎に業績及び業務執行内容を当社取締役会にて報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。また、監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ・全役職員が、監査役会に対し法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容に関する事項等をすみやかに報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会と取締役会との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役から内部監査室に対し業務調査権の付与等を行って連携し、公認会計士とも連絡を密にすることとする。

以 上